

公立保育園 「アレルギーや疾患、発達面で配慮を必要とする お子さんへの対応について」

食物アレルギーのあるお子さんへの対応

○公立保育園に入園を希望される方で、保育園の給食及びおやつにおいて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類（「食物除去依頼書（様式1）」「食物アレルギーに関する調査票（様式2）」）と医師による所定の書類（「保育園におけるアレルギー疾患生活管理表・保育園給食で除去する食品（様式3）」）の提出が必要です。入園決定後に行われる面接や入園説明会などで必要となります。

○書類の作成には、時間を要することがありますので入園申し込み時にご相談ください。

○食物アレルギーの対応は、基本「除去食」となります。

○食物アレルギーの対応において、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部またはすべてを持参していただく場合（弁当の持参）もあります。

※我孫子市ホームページ「保育園入園案内」内、公立保育園への入園を希望する場合「食物アレルギー対応について」参照

疾病・アレルギー等の健康面で配慮を必要とするお子さんへの対応

○保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。

○入園希望園で面談をしてもらう場合があります。

○お子さんの健康状況について、医師による所定の書類（「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）や「承諾・確認書」等を提出していただく場合があります。

○お子さんの体調によっては、園との話し合い後の受け入れとなります。入園決定まで時間がかかることがあります。保育課に早めの相談をお願いします。

○入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

薬を必要とする場合

○原則として薬は、お預かりしていません。

○保育園生活の中で薬の使用が必要と認められる場合のみ、最小限の薬をお預かりします。

発達面で配慮を必要とするお子さんへの対応

○お子さんの発達や健康状況に心配がある方は個別にご相談をお受けしています。

○保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。

○医療機関や子ども発達センター等への案内をさせていただく場合があります。

○入園希望園で面談をしてもらう場合があります。

○医師による所定の書類（「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）や「承諾・確認書」等を提出していただく場合があります。

○事前に相談や面接を行わなかった場合や、受け入れ体制が整わない場合には、入園決定まで時間がかかることがあります。保育課に早めの相談をお願いします。

○入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

※私立保育園では、対応が異なりますので各園にご相談・お問い合わせください。